

イ 社会全体での取組の推進

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①町内会長等を特別国民年金推進員に任命し、特定地域毎の収納の強化を図る
- ②商工会などの業界団体へ保険料収納を委託し、地域に根ざした収納活動を実施する（随時、関係団体への協力を依頼）
- ③市町村から所得情報を取得し、所得がある方については強制徴収を実施するとともに、所得の低い方については免除周知を的確に実施する
- ④保険料納付意識の徹底を図るため、国民年金保険料納付額証明書を発行する（17年2月）
- ⑤中・高校生を対象とした年金教育を拡充する（随時、関係機関への協力を依頼）

【来年度以降に実施する事項】

- 以下の事項について検討し、関係省庁、自治体、各種団体等との連携の下に納付率の向上を加速化させるための取組を推進する（随時）
 - ：保険料の未納・未加入者に対する各種資格取得の制限
 - ：国民健康保険との保険料徴収事務等における連携
 - ：住民基本台帳ネットワークの活用（生存、住所データ）
 - ：大学との連携による年金教育の推進、制度の周知徹底
 - ：厚生年金が適用されないパート等に対する事業主を通じた周知の徹底
- 国民の年金教育について社会保険大学校の活用を図る（17年4月）

ウ 年度別行動計画の策定

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- 納付率80%（平成19年度）を達成するため、社会保険事務所毎に年度別行動計画の策定を開始する

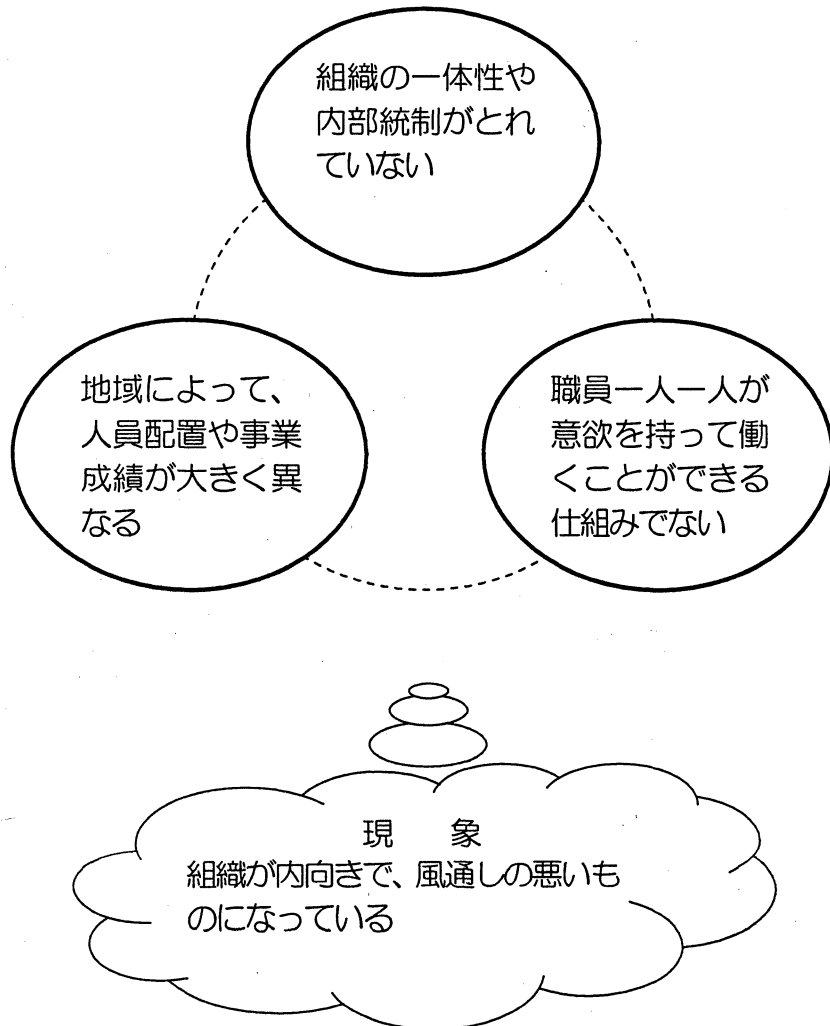
【来年度以降に実施する事項】

- 年度別行動計画に基づく達成状況等を確認・検証し、次年度の行動計画の策定等を行う（17年度）

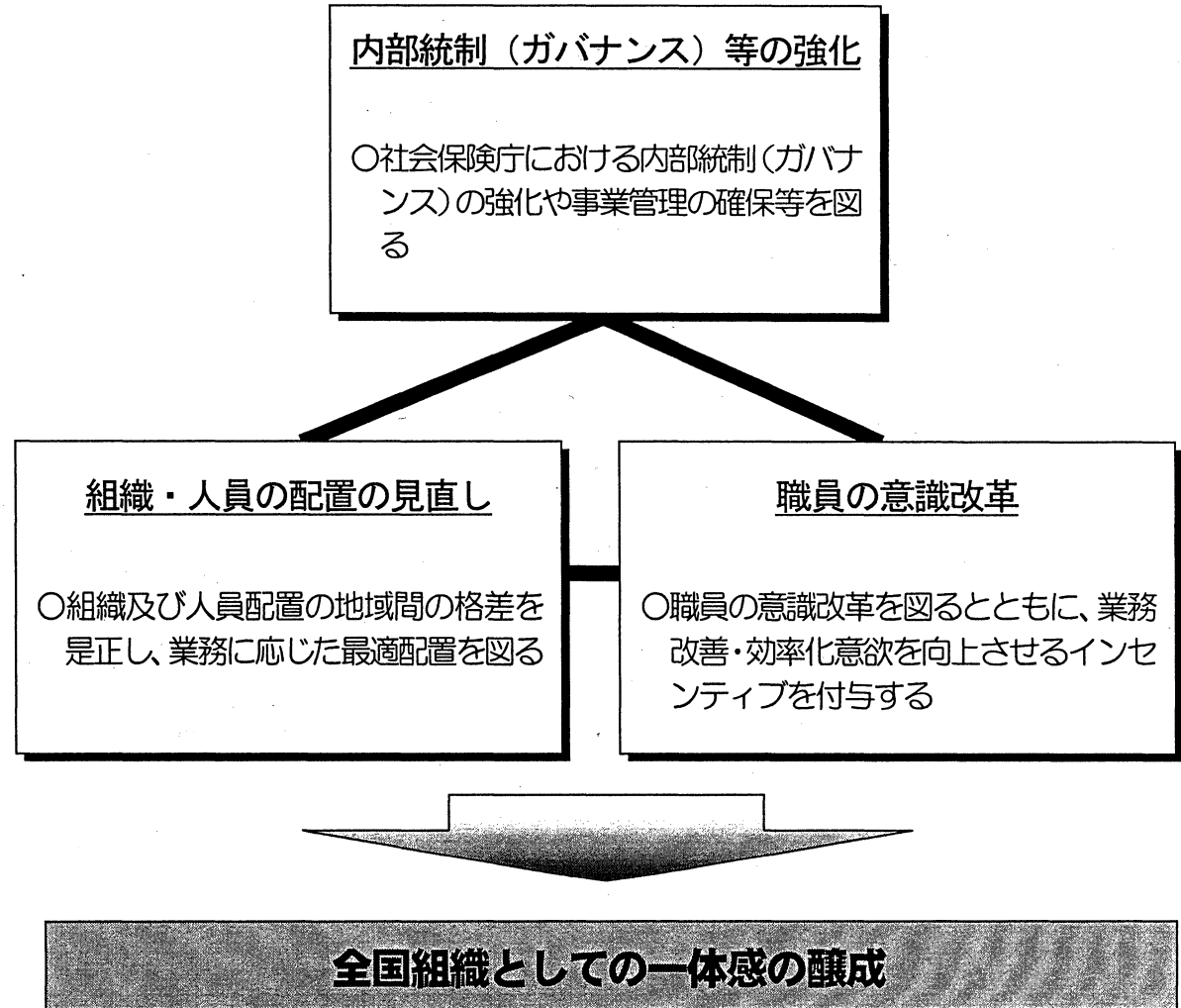
5. 組織の改革

(1) 現状と対応の方向性

現状



対応の方向性



(2) 具体的方策

ア 内部統制（ガバナンス）等の強化

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等の事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、労使代表、学識経験者等からなる運営評議会を設置する
- ②経済界の協力により顧問的役割を担う者や、プロジェクトリーダー、アドバイザーリースタッフ等を配置する
- ③法令等の遵守上の問題事例について、職員が通報できる内部通報制度を設け、通報への対応や防止策を検討するコンプライアンス委員会を設置する
- ④年金の給付誤り等の事例が生じた場合には、適切かつ迅速に公表する（随時）

【来年度以降に実施する事項】

- 実績評価と目標設定を明確にして業務管理を行うとともに、社会保険事業計画を全面的に見直す（17年度）

イ 組織・人員の配置の見直し

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- 人員配置の地域間格差を是正し、最適な人員資源の配分を実現するため、今後の業務の見直し方針を踏まえつつ、段階的な人員配置の見直し計画を策定する（16年度中）

【来年度以降に実施する事項】

- ①事務所等の拠点の配置を可能なものから順次見直し、効果的な業務の展開を図る（随時）
- ②地方における好取組事例等の積極的な全国展開を図るとともに、本庁と現場との風通しを良くするため、本庁と地方庁の人事交流を大幅に拡大する（17年度）
- ③地方職員の本庁主要ポストへの登用を拡大する（17年度）
- ④コア業務以外の業務について、業務効率化の観点から外部委託の拡大等を推進する（17年度）